キタコー建物賃貸借契約

10年で3度目の申入れ

不動産賃貸業のキタコー株式会社(本社・札幌)の建物賃貸借契約をめぐり、ホクネットは差 止請求訴訟を提起し、昨年7月に消費者契約法違反の条項を改訂させる内容の訴訟上の和解を行

いましたが、改訂後の契約条項に別途新たな問題が見つか り、6月5日付で3度目の申入れを行いました。

新たな契約書では、使用目的の記載に違反した場合は、 ただちに契約を解除し違約金として賃料 12 カ月分の支払 いを定めています。

「ただちに解除」も判例に照らすと問題ですが、「賃料 12 カ月分の違約金」は消費者契約法が定める解約に伴う違約 金の上限を超えています。

このためホクネットは、6月5日付で契約条項を消費者 契約法に違反しない内容に改訂するように求める申入れ をしました。

キタコー社に関しては、2010年に最初の申入れを行い、 修正回答があったため 11 年に協議終了しました。しかし 15年に再び通報があり、契約書が以前と変わっていないこ とが判明し、17年8月の提訴に至りました。

ホクネットは、引き続き道内の賃貸借契約が消費者契約 法に照らして適正となるよう申入れ活動を行っていきま す。情報提供をお願いいたします。

(B検討グループ)

会員加入と寄付ご協力 のおねがい

活動の一層の充実のた めに、会員加入および寄 付金のご協力をお願いし ております。ホクネットへ の寄付金は税額控除の 対象となります。



で不た生ぬロ頭取がりプ査で5よ終2どなつ2こした近消ずのなしにい決くで あのも様禍ウ下組本す現交た日2ま1除っつに延全消す者乗定特よ謝会 、見をけ新勢力り三グ案1長日ら入廃済た者し・評議しを者番 武 力不直機ら型に的まつルを01、協れ業に 的要しにれコはにすあし調社8お議はなつ-0と告の間

内閣総理大臣認定適格消費者団体

ホームページ: http://www.e-hocnet.info/ 認定特定非営利活動法人 м д I L : info_hokkaido@hocnet1222.jp 消費者支援ネット北海道 Facebook: hocnet1222 Twitter: hocnet20162

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4F TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887

ホクネット

消費者支援ネット北海道ニュースレター

発 行:令和2年6月30日 発行者:松久三四彦 編集者: 大嶋明子

1ページ… コロナ禍の中、本年度通常総会を開催、全議案を承認

2ページ… 決算概要と役員一覧。特定適格消費者団体の認定申請へ大詰め 3ページ… レンタカー貸渡約款で全国大手5社に再申入れ。相談余話

4ページ… キタコー建物賃貸借契約の高額違約金は違法、3度目の申入れ

度総会、事務局体制を強化

松久理事長、道尻副理事長を選任

消費者支援ネット北海道(ホクネット)は6月24日、札幌市内のホクネット会議室で2020年 度の通常総会と、その後、第1回理事会を開催しました。新型コロナウイルス対策の「三密回避」

を広く呼び掛けたため総会は会員 182 人中、実際の出席は 8人でしたが、書面議決 123人、委任状 13人を含め 144人 の参加をいただきました。19年度の事業報告、決算報告、 繰越金処理、20年度の事業計画、予算、役員選任はすべて 議案通り承認されました。

その後の理事会では、松久三四彦理事長を再任し、副理事 長に道尻豊専務理事を新任し、両氏を代表理事に選任しま した。専務理事は当面空席となります。合わせて特定適格消 費者団体の認定に向けて事務局体制の強化などを承認しま した。 (大嶋明子理事・事務局長)



「三密回避」で開かれた本年度 のホクネット通常総会

松久三四彦理事長ごあいさつ

迅速対応へ正副理事長に代表権



2020年度通常総会が、6月24日に開催されました。本総会は、誠に異 例ながら、新型コロナウイルス感染拡大防止策として書面議決書または 委任状の提出による形をとらせていただき、第1号から第6号まで全議 案のご承認をいただきました。ここに、会員の皆様方のご協力に心から感 謝を申し上げます。

昨年度も事業者への申入れ活動、消費者保護のための啓発活動等、多く の成果をあげることができました。ひとえに、ご多忙を極める中、第一線 でご担当いただいた検討委員会・検討グループはじめ関係の皆様方のお かげであり、心から感謝申し上げます。

昨年度、ようやく特定適格消費者団体の認定に必要な経理的基礎を整 えることができました。これを受け、総会後の第1回理事会におきまし

て、設立当初の各幹事団体等から推薦いただいた理事から3名の方に副理事長をお願いしてきた 従来の体制を改め、より迅速に対応できるよう、副理事長は1名、あわせて理事長とともに代表 権を有することとしました。

消費者団体の社会的意義は誠に大きく、ホクネットの活動の継続といっそうの発展のため、今 後とも、皆様方のご支援を賜りますよう、心からお願い申しあげます。

19 年度の寄付総額 過去最高 866 万円

委託事業は706万円

2019 年度の寄付金額は、過去最高の 866 万円となりました。前年比 586 万円増加し、正味財産は約1400万円と大きく積み増しできました。

特定適格消費者団体になるための資金として、500万円の個人寄付のほか、関係者、生協組合員、北海道生活協同組合連合会や連合北海道などの団体寄付など多くの善意と期待が込められた金額です。

委託事業は、補助事業と合わせた北海道が 189万円、消費者庁が506万円、札幌市が9万円(1万円未満切り捨て)となりました。総額は706万円となり、例年より多かったことが間接的に関係者の寄付金の増加につながりました。しかし、委託事業などは単年度が多く、次年度以降は不確実であり、財務の厳しさは変わりません。今後は、将来を見据えて消費者志向経営を目指す企業との連携を視野に入れた検討も必要でしょう。

2020 年度事業計画は①特定適格消費者団体の認定申請に向けての準備②検討委員会の体制強化③消費者行政への提言及び要請④地方自治体との連携強化⑤申入れ活動⑥財政基盤強化⑦組織体制の強化—の七つの目標を掲げ

< 役員一覧> 肩書は6月24日現在 理事長 松久三四彦(北海学園大学法務研究科長) (代表理事)

副理事長 道尻 豊(弁護士)

(代表理事)

理 事 矢島 収(北海道消費者協会専務理事) 理 事 平 照治(北海道生活協同組合連合会 専務理事)

里 事 房川 樹芳(弁護士)

理 事 佐藤 弘直(札幌大谷大学准教授)

理 事 番井 菊世 (司法書士)

理 事 町村 泰貴 (成城大学法学部教授) 理 事 青坂 裕一 (北海道労働者福祉協議会事

務局次長)

理 事 竹之内洋人(弁護士)

理 事 谷本 陽一(北海学園大学教授)

理 事 初谷 修(司法書士)

理 事 武野 伸二 (北海道消費者協会事務局長)

理 事 小森 公一 (消費生活アドバイザー)

理 事 谷村 庄市 (弁護士) 理 事 原 琢磨 (弁護士)

理 事 大嶋 明子 (消費生活アドバイザー)

事務局長

監事 松浦 誠(司法書士)監事 鈴木 賢治(弁護士)

ています。

役員改選では、理事は内山敏和氏(北海学園 大学准教授)と根本武志氏(北海道労働者福祉 協議会事務局次長)が退任して青坂裕一氏(同) を選任し、監事は小谷しのぶ氏(司法書士が退 任し松浦誠氏(同)を選任しました。

(大嶋明子理事・事務局長)

「特定適格」認定へ詰め急ぐ

財務に続き事務局、理事会強化

特定適格消費者団体の認定に向けて詰めの作業を進めています。正味財産は2019年度決算で1400万円弱となり、消費者庁から指摘された認定要件のうち経理的基礎は満たし、残すは事務局、検討委員会、理事会の体制強化となりました。

対策チームは、昨年 10 月 28 日に消費者庁で担当者から求められた提出済み業務規定案に基づく実際の人員配置や会計処理上の対応シミュレーションの作成を行っています。

事務局体制は、職員及び登録ボランティアの交代勤務により対応することとし、すでに

移行しています。理事会は、より機動的に対応できるよう、2018年の定款変更で代表権を有する理事を2人とし、一人に利害関係が生じても適切に訴訟提起し得るようにしていましたが、さらに今総会で副理事長を3人から1人とし、理事長とともに代表権をもつことにしました。

消費者機構日本が昨年10月に提訴した被害 回復制度適用の第1号事案に基づき、詳細な 検討を行い、業務規定の修正とあわせ、7月以 降、認定に向けた再協議を消費者庁に行う予 定です。 (対策チーム 谷村庄市・弁護士)

レンタカー貸渡約款

未修正・不当な変更大手5社に再申入れ

ホクネットは、借り手に不利益が多いレンタカー貸渡約款について全国レンタカー協会とレンタカー会社6社に対し2018年8月に改善を申入れ(ニュースレター59号参照)、多くの修正を得ましたが、未修正や不当な変更があるため6月7日付で全国のレンタカー大手5社に再度の申入れを行いました。

オリックスレンタカー、トヨタレンタリース、ニッポンレンタカー、日産レンタカー、 ホンダレンタカーの5社が対象です。

当初の申入れに入っていた中和石油(本社・ 札幌)は、有効な回答がなかったことから昨 年3月、差止請求訴訟を起こし、同10月に約 款を全面修正する訴訟上の和解に至りまし た。

レンタカー業界の当初の約款は、必ずしも 借り手の責任とは言えない飛び石による傷や 借り受け時に見落とした傷の修理費まで借り 手に負わせる内容となっており、改善を申入 れました。

5社から順次回答があり、18年10月ごろには①契約当事者ではない「運転者」にも金銭の支払などの義務を負わせる条項②消費者契約法で無効とされる14.6%を超える遅延損害金を定める条項―など多くの点は修正されました。

しかし、修正後の約款を検討したところ、 未修正点があったほか、

- 1)借り手が、レンタカーを使用できなかったことにより被った損害の賠償を事業者に請求する場合は、民法上の原則に反し、借り手に事業者の故意や重過失を主張立証する責任を負わせる
- 2) 貸渡した車両に事故や汚損などがあり レンタカーが使用不能となった場合は、民法 上の原則に反し、借り手に自己の無過失を主 張立証する責任を負わせる
- ―といった不当な変更点があり、再度の申 入れを行いました。

(C検討グループ 初谷修・司法書士)

相談余話

「アルコール消毒液の代替品が店頭に 並んでいるが、どれが良いか、よく分から ない」という相談が寄せられました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、 アルコール消毒液の品薄が続いています。 代替品として耳にするのが次亜塩素酸水 と次亜塩素酸ナトリウム液です。どちらも ドアノブやスマホ、台所、テーブルなど身 の回りの消毒に使われ、手指を含む人体へ の使用は推奨されていません。

次亜塩素酸水の消毒効果

次亜塩素酸水は、道内の一部の学校でも空中除菌を目的として噴霧を行っていましたが、文科省が「有効性及び安全性は明確になっていない」とする中間的な見解を5月に出し、道教委は各校にその旨を通知しました。

使用は高濃度 噴霧は危険

6月26日になると経産省、厚労省、消費者庁などは次亜塩素酸水の消毒効果について「濃度を高くし、大量に使うことで効果が得られる」と結論付けました。ただし手指等への影響、空間噴霧の有効性・安全性は評価していないとのこと。

WHO(世界保健機関)は「消毒剤を人体に噴霧することは、いかなる状況であっても推奨されない」としています。加湿器などで噴霧するのは、やはり控えた方が良いでしょう。

一方、次亜塩素酸ナトリウム液は、塩素 系漂白剤でハイターやブリーチの商品名 で販売されています。 希釈しても手指の 消毒を含め人体への直接使用や、空間除 菌のために霧吹きやスプレーで散布する ことは絶対にやめてください。

まずは、こまめにせっけんで手を洗い、 感染から身を守りましょう。